

事務連絡
令和7年9月2日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和7年度一般会計予備費の使用に伴う地方負担への対応について

政府は、令和7年9月2日に、令和7年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 藤原
電話 03-5253-5612

(別紙)

政府は、令和7年9月2日に、令和7年度一般会計予備費（529億円）の使用を閣議決定したところである（別添資料参照）。

今回の予備費使用に伴い生じる地方負担に対しては、以下のとおり財政措置を講ずる予定である。

- 1 今回の一般会計予備費の使用により令和7年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(1) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 災害対策債

令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金について、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

- 2 今回の一般会計予備費の使用により令和7年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

(1) 災害救助費

災害救助費に要する経費の40%（地方負担額を限度）に対して、特別交付税により措置すること。

(2) 農地利用効率化等支援交付金

地方公共団体が事業者負担に対して補助する場合、当該補助額（ただし、国庫補助額の範囲内に限る。）の70%を特別交付税により措置すること。

令和7年度一般会計予備費使用

〔令和7年9月2日〕
閣議決定

災害関係経費

内閣府所管

災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費 655,863千円

農林水産省所管

被災農業者支援事業に必要な経費 495,720

国土交通省所管

道路等災害復旧事業に必要な経費 10,741,539

道路災害復旧事業に必要な経費 1,223,073

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費 39,805,142

計 52,921,337

(参考)

予備費予算額 739,482,688千円

前回までの使用累計額 388,060,924

今回使用額 52,921,337

差引残額 298,500,427